

特定同族会社株式等の判定明細

被相続人

第11・11の2表の付表5 (平成十九年分以降用)

1 株式(出資)の時価総額の合計額が20億円未満であることの判定

株式(出資)の時価総額の合計額

円

「2 特定株式(特定出資)に係る法人別の明細」の「ウ 株式(出資)の時価総額(ア×イ)」欄の金額及び「3 特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人(2と同一の法人を除きます。)別の明細」の「ウ 株式(出資)の時価総額(ア×イ)」欄の金額の合計額を記入します。

20億円以上は、特例適用不可

2 特定株式(特定出資)に係る法人別の明細

法人の整理番号(所轄税務署名) (署)	ア 相続開始の時に発行済株式(出資)の総数等	株・円・口
法人名	イ 株式(出資)の1単位当たりの相続開始の時の時価	円
	ウ 株式(出資)の時価総額(ア×イ)	円

エ 株主等の状況

氏名(名称) (相続開始の直前において被相続人の親族等である者の氏名に○を付けます。)	被相続人との続柄	① 相続開始の直前に所有していた株式(出資)の単位数	② 持株(出資)割合 ($\frac{①}{⑦}$ の割合)	③ 相続又は遺贈により取得した株式(出資)の単位数	④ 相続又は遺贈による取得後の株式(出資)の単位数 (①+③)	⑤ 持株(出資)割合 ($\frac{④}{⑧}$ の割合)	⑥ ③のうち特例の対象として選択した株式(出資)の単位数
被相続人		株・円・口	%		株・円・口		
					株・円・口		
					株・円・口		
その他の株主(社員)							
合計		⑦	100		⑧	100	C
①のうち被相続人及び被相続人の親族等である者の持株(出資)割合			A %	④のうち被相続人及び被相続人の親族等である者の持株(出資)割合		B %	

50%以下は、特例適用不可

50%以下は、特例適用不可

オ 被相続人が生前に贈与した当該法人の株式(出資)についての租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況

(a) 届出書を提出した年分	平成	年分	平成	年分	平成	年分	カ 特例適用限度単位数の計算 ⑩ $\frac{2}{3}$ - ⑨ ⑪ 特例適用限度単位数 ア×⑩
(b) 届出書を提出した受贈者の氏名							
(c) 届出書を提出した税務署名		署		署		署	
(d) 届け出た特定受贈同族会社株式等の単位数		株・円・口		株・円・口		株・円・口	
(e) 生前の各贈与の時に発行済株式(出資)の総数等		株・円・口		株・円・口		株・円・口	
(f) $\frac{(d)}{(e)}$					⑨		

C欄の株数等が⑩欄の株数等を超える場合は、特例適用不可

- (注) 1 「イ 株式(出資)の1単位当たりの相続開始の時の時価」は、原則的評価方式により評価した価額となります。
 2 「エ 株主等の状況」欄には、株主(社員)である「被相続人及び被相続人の親族等」について各人ごとに記入し、それ以外の株主(社員)については、「その他の株主(社員)」欄にまとめて記入します。
 3 ⑥欄には、⑤欄の割合が5%以上の人が③欄で取得した株式(出資)のうち特例の対象として選択した株式(出資)の単位数を記入します。
 4 A欄及びB欄には、被相続人及び被相続人の親族等である者全員(氏名に○を付けた人)の持株(出資)割合の合計を記入します。
 5 「オ 被相続人が生前に贈与した当該法人の株式(出資)についての租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況」欄は、被相続人から生前に贈与を受けた当該法人の株式(出資)で租税特別措置法第69条の5第10項の届出をした受贈者がいない場合には、記入する必要はありません。この場合の⑩欄は等となります。なお、特定受贈同族会社株式等(2の法人の株式(出資)を除きます。)とみなされる租税特別措置法施行令第40条の2の第11項に規定する対応株式(2の法人の株式(出資)に限りません。)についても記載します。
 6 当該法人の株式(出資)に議決権の制限がある株式(出資)がある場合には、「相続税の申告のしかた」を参照してください。
 7 当該法人が2以上ある場合には、この用紙を当該法人の枚数分使用し記入します。

3 特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人(2と同一の法人を除きます。)別の明細

法人の整理番号(所轄税務署名) (署)	ア 相続開始の時に発行済株式(出資)の総数等	株・円・口
法人名	イ 株式(出資)の1単位当たりの相続開始の時の時価	円
	ウ 株式(出資)の時価総額(ア×イ)	円

エ 株主等の状況

氏名(名称)	被相続人との続柄	① 相続開始の直前に所有していた株式(出資)の単位数	② 被相続人が生前に相続時精算課税に係る贈与をした特定受贈株式(特定受贈出資)の単位数	③ 贈与年月日	④ 贈与税の申告書を提出した税務署名
		株・円・口	株・円・口		署
その他の株主(社員)					
合計					

- (注) 1 「イ 株式(出資)の1単位当たりの相続開始の時の時価」は、原則的評価方式により評価した価額となります。
 2 ②欄の贈与が複数回ある場合には、②欄から④欄まではそれぞれの贈与ごとに複数段に記入してください。
 3 当該法人の株式(出資)に議決権の制限がある株式(出資)がある場合には、「相続税の申告のしかた」を参照してください。
 4 当該法人が2以上ある場合には、この用紙を当該法人の枚数分使用し記入します。